

一般社団法人 日本ジュニアヨットクラブ連盟 定款細則

(総 則)

第1条 一般社団法人日本ジュニアヨットクラブ連盟(以下「本連盟」という)定款第51条に従い、定款の施行について細則を定める。

(ジュニアヨットクラブの登録)

第2条 定款第43条第1項により本連盟に登録を希望するジュニアヨットクラブは次の各号の要件を満たし、所定の現況報告に必要事項を記入の上、事務局を通じ会長に申請し、理事会の承認を得て登録するものとする。

- (1) 指導者が1名以上いること。(本連盟に登録後は、速やかに本連盟の指導者認定を受け、公認指導者となること)
- (2) クラブの会員(小学校3年生以上高等学校3年生まで)が2名以上いること(活動目標としては5名以上を確保すること)。
- (3) 必要な艇と練習水面が確保されていること。(5艇以上稼動出来ることを目標とする)
- (4) 練習のための安全備品(救命胴衣、救命艇、指導艇等)が確保されていること。
- (5) 年間20日以上活動日を有することを目標とする。

(入会申込、年会費、負担金等)

第3条 正会員は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して会長に提出するものとし、理事会の承認後に年会費2万円を納入するものとする。

2. 特別会員は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して会長に提出するものとし、理事会の承認後に年会費1口12万円以上を納入するものとする。  
但し、必ずしも整数口数である必要はないものとする。
3. 定款第43条第2項、第3項に基づく登録クラブの負担金については、別途附則で定める。

(退会)

第4条 本連盟を退会しようとする会員は、当該年度の年会費を納入した上で、所定の退会届に理由を付して会長に提出し、受理されて退会となる。

(サポーターの登録)

第5条 クラブの代表者である正会員は、クラブの会員がいなくなる、指導者が不足する、必要な艇、安全備品が不足する等の理由でクラブの活動、運営が不可能になった場合には、後日再活動可能な時期となるまでの期間、通信事務費(年間1,000円)を納入してサポーター登録をすることが出来る。

2. サポーター登録を希望するクラブの代表者は、当該年度の正会員年会費を納入し、翌年度通信事務費を納入した上で、所定のサポーター登録に理由を付して会長に提出するものとする。

(専門委員会の委員)

第6条 専門委員会の委員には、正会員または理事の推薦を受けた者で、理事会で承認された者に委嘱するものとする。

2. 専門委員会の委員に委嘱された者で、正会員以外の者は、年会費1万円を納入するものとする。

(細則の変更)

第7条 この細則の変更は、理事現在数の4分の3以上の議決をもって変更し、変更後最初の通常総会に報告しなければならない。

附則

1. この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この細則の改訂は平成25年5月15日に施行する。
3. この細則の改訂は平成26年4月1日に施行する。
4. この細則の改訂は平成31年4月1日に施行する。